

令和2年5月1日

東京都北区長  
花川與惣太 殿

自由民主党議員団

幹事長 大沢たかし

## 新型コロナウイルスによる感染症対策に関する要望

### 医療従事者、感染者やその家族への対策強化について

- ① 医師会の協力を要請してPCR検査センターを区内に早期設置。
- ② 外来診療体制強化による通常診療減少分補助
- ③ 医療従事者増員確保費用
- ④ 区担当職員危険手当
- ⑤ 医療従事者及び外来者移動手段確保
  - ・『災害時における緊急輸送協力に関する協定』などを活用
  - ・外来者移送に関して、企業への風評被害を抑える為に区有車活用
  - ・協力ドライバー感染症対策
- ⑥ 自宅待機者の健康観察用パルスオキシメーター購入・コールセンターの拡充
- ⑦ 病院スタッフの仕事の軽減のため、人員が不足しているかの確認と確保
- ⑧ 風評被害の根絶・・・施設管理者へ徹底
- ⑨ 陽性と判断され自宅で療養している区民に対して食料品や日用品などの支給体制を整え援助し、細心に看護ケアをすること。
- ⑩ 両親が感染した場合の子どもの受け入れ先の確保。
- ⑪ 区民のための心の健康相談窓口の設置開設を求める。
- ⑫ 区内医療従事者に対してホテル旅館生活衛生同業組合と連携しホテルを提供すること。

## 窓口業務について

- ① 区窓口の三密防止策を徹底すること、行政手続き等はオンライン申請や電話と郵送で完了できる仕組みを取ること。(区民事務所待合室などは別室を設けるなど対応など)
- ② 各種手続きによる役所窓口の混雑を避けるために郵送申請を積極的に促し、再び来庁するような届け出や手続きには、受取人払いなどの切手不要の封筒を区民へ渡すなどの対応を図ること。
- ③ 社会福祉協議会や北区くらしとしごと相談センターの相談窓口体制を強化し、電話受付時間の延長やGW・土休日にも対応すること。中小企業向け融資あっせん相談窓口も同様に強化。
- ④ 住民税納付、国民年金や介護保険の納付の猶予等、コロナ対策として今まで以上に個々の相談に対応すること。

## 商工業者支援について

- ① 融資・助成金など迅速な資金対応出来る様な支援体制強化
- ② 行政書士・社会保険労務士・青色申告会・税理士会などの包括契約
- ③ GW中の相談業務を実施
- ④ 融資斡旋制度相談受付の充実(相談員である中小企業診断士の増員、電話対応人員の増員、またそれらの感染防止策として、電話相談業務を中心に行う、相談ブースを設け書類等の提出時に他の人と接触を避けること。またわかりやすいHPでの案内で必要書類等のチェックができるようにすること等)
- ⑤ 商店街、区内企業の支援事業を強化すること。また国や都の補助や助成制度について、区としても最大限周知と取り組みに協力すること。
- ⑥ 雇用調整助成金の申請事務手続きにあたって、申請に関与する専門家への依頼費用についても補助対象とすること。もしくは、専門家への依頼の必要がないような申請手続きの簡略化を求める。
- ⑦ 店舗等のテナント家賃を減額したオーナー(大家)に対して、減額した家賃分を区より助成すること。

## 高齢者福祉について

- ① 高齢者施設において厚生労働省が示した感染対策マニュアル等に基づき、高齢者や職員、さらには面会者や委託業者等へのマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い・手指消毒用アルコールによる消毒等、サービス提供時におけるマスクやエプロン、手袋の着用、食事介助の前の手洗いや清潔な食器での提供の徹底等、感染経路を遮断するための取組の徹底。
- ② リハビリテーション等を行う場合には、同じ時間帯・同じ場所での実施人数を減らすこと、換気を行うこと、声を出す機会を最小限にすること、共有物について消毒を行うこと。
- ③ 感染や感染が疑われる職員や利用者が発生した場合に、居室や共用スペースの消毒を徹底することや、それらの者と濃厚接触が疑われる者について、特定の職員により個室で対応することの徹底。
- ④ 介護従事者の人員調整及び確保。不足物資の支給。
- ⑤ 介護が必要な高齢者に対して、介護認定のオンライン申請や認定などの柔軟なシステム作りをすること。
- ⑥ 外出自粛時における高齢者の健康維持促進のため、在宅でできる活動、例えば北区さくら体操のHP掲載やJ:COMでの放映、北区ニュースでの特集号等、周知に努めること、また高齢者へのスマホやタブレットコンテンツ利用への促進を図ること。

## 障害者福祉について

- ① 障がい者を持っている方が新型コロナウイルス感染症対応により日常の生活が維持出来るよう支援すること。
- ② 聴覚障がい者が新型コロナウイルス感染症の医療機関で受診をする際、遠隔手話通訳タブレットの活用で聴覚障がい者と手話通訳者双方の二次感染を防止し、安心して受診できる体制を作ること。

## 子育てに関することについて

- ① 里帰り出産が不可能なケースが急増しているので、妊婦の出産可能な環境整備をすること。
- ② 妊産婦、乳幼児期親子のサービスの休止にかわる対応として、講座のインターネット配信やLINEを活用した相談業務など孤立した子育てにならないよう工夫すること。
- ③ 乳幼児健診の集団検診が延期になったものについて、診療所での個別健診の対応をはかること。
- ④ 子育て支援として相談業務を電話やLINE、ビデオ通話等を活用し、助産師会と連携して行うこと。
- ⑤ 児童虐待やDV等の未然防止策を図るための相談業務や啓発活動に努めること。
- ⑥ 保育園、認証保育所等保育料や給食費の登園実績に合った対応と、育休期限の延長等適正かつ迅速に対応すること。

## 教育、学童保育について

- ① 小中学生保護者の家庭に対して、ICT機器や通信機器の貸出を行い、臨時休校期間中、児童生徒がインターネットを活用した自宅学習ができるようにすること。  
あわせて、インターネットを使った自宅学習において、北区教育委員会による各学年毎に学習できるオリジナル学習映像や各小中学校の教員によるメッセージ動画を配信するなどして、児童生徒の学習の意欲を高め、自宅学習支援の更なる内容の充実に取り組むこと。
- ② 小中学校の再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防に関する新たなガイドラインを作成し、各校における予防対策などに差異が生じないようにすること。  
(学童保育、わくわくひろばも同様に)
- ③ 学校現場や学童保育、わくわくひろばに対しても、職員用マスクやアルコール消毒薬等の配置のほか十分な感染防止対策を講じること。
- ④ 小中学校学年ごとの学習機会の確保、インターネットでの授業とその環境にない家庭へのサポート。
- ⑤ 学校休業中の児童生徒の心身健康が維持できるよう、家庭と学校の連携体制の仕組みと相談窓口の強化を図ること。
- ⑥ 児童生徒のストレス解消のため屋外での運動可能な機会の確保。
- ⑦ 屋外でのパーソナルスペースの確保とマスクの徹底。
- ⑧ インターネット、ファックス、電話等各種助成金、給付金、協力金の申請の簡略化と周知。
- ⑨ 学校休業の長期化による学力低下防止や学校再開後の授業数確保策。児童虐待や家庭内DVなど懸念を抱えている家庭への対応。

## 区民への情報発信について

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の情報はあらゆる媒体（HP、Facebook、Twitter、J:COM、北区ニュース等）を活用し、迅速に広く提供すること。
- ② 防災無線のアナウンスを多言語化し、外国籍の区民へも周知すること。  
また、防災無線が聞き取れないこともあるので、他の周知の仕方の検討をすること。例えば商店街で流すなど。
- ③ 北区ニュース等を使って、各種手続きの情報や注意喚起をしていくこと。
- ④ 公表内容の見直し（無症状の感染について考え方や潜伏期間も状況に応じて対象とすること）
- ⑤ 利用者、関係者への説明等の対応を丁寧に行うこと。
- ⑥ 町会自治会連合会へ感染に関する情報提供を適宜行うこと。

## 職員について

- ① 区職員の感染防止策の為、窓口でのソーシャル・ディスタンスの確保や会議打ち合わせ等のオンライン化促進等行うこと。
- ② 区職員の働き方改革の推進を図ること。時差出勤と在宅勤務の推奨また在宅勤務に向けたテレワーク環境の整備促進を図ること。
- ③ 総合コロナ対策相談窓口の電話番号を設置し、関係所管へのつなぎ対応を図ること。
- ④ 各職員において、今後様々な補助制度が都や国から公表される。区民が最初に相談するのは北区役所となるので『最終判断は都や国となります』などの表現でなく、様々な事例を共有し、区民の信頼に値する基礎自治としてのプライドを持って仕事に励んで頂きたい。

## その他について

- ① 就職内定の取り消しや会社都合による解雇された人を、本年度限りの非常勤職員として採用する枠組みを検討すること。
- ② 東京都感染拡大防止協力金については、国、都に対して非課税扱いにすることを要望を行うこと。
- ③ 区有施設のキャンセル料について、緊急事態宣言発令前から自主的に自粛を心がけてキャンセルした分も遡って返金対象とすること。
- ④ 繁華街について、夜間だけでなく日中においても自粛要請についての注意喚起のアナウンスや地域安心安全パトロール等で区民への感染防止の更なる啓発強化をすること。また、公園の公衆トイレにも注意喚起の掲示、消毒液等の設置をするなどして、市中感染の拡大防止に向け最大限に努めること。